

# 生活支援に関する情報

## 証明書

### り災証明書・り災届出証明書

災害で被害を受けた人に「り災証明書(り災届出証明)」の受け付けと発行をします。

- り災証明書  
住家・非住家(建物)
- り災届出証明書  
建物以外のもの(動産など)
- 【必要書類】印かん、写真(全景・被害箇所)、位置図、免許証などの本人確認書類、委任状(同居家族でない人)

### 証明書の発行手数料の減免

援助を受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の発行手数料を減免します。

- 【手数料が減免できる証明書】住民票、印鑑証明書、税証明など
- ☎市民課 ☎0968(25)7211  
各総合支所総務民生課

## 税の減免や納期限延長

### 市税の減免・市税の納期限延長

- 固定資産税の減免  
写真(前景・被害箇所など4~5枚)を添付してください。
- 市県民税・国民健康保険税の減免  
被害の程度に応じて減免します。
- 市税の納期限延長
  - ・固定資産税  
第1期納期を6月30日(木)に延長し、口座振替日は6月27日(月)に変更します。
  - ・軽自動車税  
5月31日(火)から6月30日(木)に延長します。
  - ・市県民税  
随時発送分を6月30日(木)に延長し、納税通知書の発送を6月中旬に延期します。また、第1期納期限を8月1日(月)に延長し、振替日を7月25日(月)に変更します。
  - ・国民健康保険税  
随時発送分を6月30日(木)に延長し、納税通知書は7月上旬に発送します。

※法人市民税はご相談ください。

- ☎税務課
  - 市民税係 ☎0968(25)7206
  - 固定資産税係 ☎0968(25)7207
  - 徴税係 ☎0968(25)7208
- 各総合支所総務民生課

### 自動車税の納期変更・県税減免

自動車税の納期を5月から8月に変更します。災害で大きな被害を受けた人は、税金の免除、申告、申請、納付などの期限を延長します。

- 減免、納期限の延長、自動車税の納期変更
- ☎県北広域本部総務部 課税課 ☎0968(25)4124
- 納税の猶予
- ☎県北広域本部総務部 収税課 ☎0968(25)4272

## 生活再建支援金

### 被災者生活再建支援制度

住宅が全壊(大規模半壊)の被害を受けた人に生活再建の支援金を支給します。

- 【対象】全壊・大規模半壊・半壊解体の世帯
- 【支給額】
  - 2人以上の世帯
    - ・全壊または解体の場合  
基礎支援金100万円  
加算支援金50万円~200万円
    - ・大規模半壊の場合  
基礎支援金50万円  
加算支援金50万円~200万円
  - 単身世帯
    - ・全壊または解体の場合  
基礎支援金75万円  
加算支援金37万5千円~150万円
    - ・大規模半壊の場合  
基礎支援金37万5千円  
加算支援金37万5千円~150万円
- ※加算支援金は住宅の再建方法による
- 【申請期限】  
基礎支援金 平成29年5月13日(土)  
加算支援金 平成31年5月13日(月)
- 【申請方法】福祉課または各総合支所へ申請書を提出してください。

- ☎福祉課 ☎0968(25)7213  
各総合支所総務民生課

## 生活再建資金の融資

### 災害援護資金

住居や家財に損害を受けた場合に、災害援護資金を貸し付けます。

- 【対象】負傷した人、住居(全壊または半壊)や家財に被害があった人
- 【所得制限】あり
- 【限度額】350万円(被害状況による)
- 【貸付条件】年利3%  
据置3年、償還10年(据置期間を含む)
- ☎福祉課 ☎0968(25)7213  
各総合支所総務民生課

### 生活福祉資金(緊急小口資金)

被災者に一時的な生活費を貸し付けます。

- 【対象】県内に住所を有する被災者で、当座の生活費を必要とする世帯
- 【貸付限度額】1世帯1回限り10万円以内(条件により20万円以内)
- 【貸付条件】無利子  
据置1年、償還3年(据置期間を含む)
- ☎菊池市社会福祉協議会 ☎0968(25)5000

## 見舞金

### 菊池市災害見舞金

被災された人に、市が見舞金を支給します。

- 【対象】本市住民基本台帳被記録者
- 【金額】
  - 全壊の場合  
住家20万円以内  
非住家10万円以内
  - 半壊の場合  
住家10万円以内  
非住家5万円以内
- ※大規模半壊は半壊の金額を適用
- 【申請方法】面積要件などがあります。り災証明により、市から対象者へ通知します。
- ☎福祉課 ☎0968(25)7213  
各総合支所総務民生課

被災者が1日も早く日常生活を取り戻すために、役立つ情報や支援制度などを紹介します。支援を受けるための要件や申請方法など、詳しくは各担当課、各総合支所や事業所などへお問い合わせください。

### 日本財団家屋損壊見舞金制度

- 【対象】全壊世帯・大規模半壊世帯
- 【金額】1世帯当たり20万円
- 【申請期限】平成29年3月31日(金)
- 【申請方法】市から送付する申請書を日本財団へ提出してください。
- ☎日本財団災害復興支援センター 熊本本部 ☎070(3623)9611

## 住居の確保・再建

### 被災住家の応急修理

自らの資力では応急修理ができない場合、必要最小限度の修理をします。

- 【対象】
  - ・住宅が半壊の人(資力がないとする理由書を要する)
  - ・住宅が大規模半壊以上の人
- 【工事完了期間】7月13日(木)
- 【限度額】1世帯57万6千円
- ☎都市整備課 ☎0968(25)7242
- ☎福祉課 ☎0968(25)7213

### 市営住宅の一時入居

住居が被災された世帯に市営住宅を供給します。

- 【対象】住居が半壊以上で居住できない人
- 【入居期間】原則6カ月(最長12カ月)
- 【家賃】6カ月無償(光熱水費などは入居者負担)

### 熊本県の民間賃貸住宅借上げ事業

住居の全壊などにより、居住する住宅がない人に県が借上げた住宅を供給します。

- 【対象】り災証明の被害程度が大規模半壊以上で居住できない人(半壊でも条件により可)
- 【入居期間】最長2年
- 【家賃】無償(光熱水費などは入居者負担)
- ☎都市整備課住宅係 ☎0968(25)7243

### 雇用促進住宅の一時入居

被災された人に雇用促進住宅を供給します。

- 【対象】住宅が被災し、居住できない人
- 【入居期間】6カ月

- 【家賃】無償(光熱水費などは入居者負担)
- 【受付期間】6月7日(火)~10日(金)
- ☎SK総合住宅サービス協会九州支所 ☎092(534)1600

### 建物解体工事の代行

- 【対象】り災証明で全壊、大規模半壊または半壊の建物
- 【要件】
  - ・必要書類が提出できる人
  - ・建物の名義人または相続人の同意
- 住宅・納屋などの解体工事
- ☎環境課 ☎0968(25)7217
- 畜舎などの農業関連施設の解体工事
- ☎農政課 ☎0968(25)7221
- 中小企業の事業所などの解体工事
- ☎商工観光課 ☎0968(25)7223

## 上下水道料金

### 上下水道料金の減免

- 【4月検針分5月請求分】  
3月検針日の翌日から4月検針日までの31日間のご利用分を減免します。
- 上水道料金の減免  
次の①と②で計算した金額を比べ、少ない金額を請求します。  
①日割り計算  
5月請求分の請求額から、4月15日~20日までの6日間分(31日間に対する日割り計算)の金額を差し引いた金額。  
②請求月平均金額による計算  
原則として、2月分から4月分までの請求額の3カ月平均金額から、その額に31分の6を乗じた金額を差し引いた金額。
- 下水道料金の減免  
減免対象となりません。
- 【5月検針分6月請求分】  
4月検針日の翌日から5月検針日までの30日間のご利用分を減免します。
- 上水道料金の減免  
次の③と④で計算した金額を比べ、少ない金額を請求します。  
③日割り計算  
6月請求分の請求額から、4月21日~5月5日までの15日間分(30日間に対する日割り計算)の金額を差

### 各総合支所の問い合わせ先

- 七城総合支所 ☎0968(25)1000
- 旭志総合支所 ☎0968(37)3111
- 泗水総合支所総務民生課  
(証明書・税・年金) ☎0968(38)2294  
(その他) ☎0968(38)2714

し引いた金額。  
④請求月平均金額による計算  
原則として、2月分から4月分までの請求額の3カ月平均金額から、その額に30分の15を乗じた金額を差し引いた金額。

- 下水道料金の減免(従量制の世帯)  
5月検針分の水量と2月から4月請求分までの使用水量の3カ月平均水量を比べ、少ない方の金額を請求します。
- ☎水道局 ☎0968(25)1811

## 電気料金

### 電気料金などの特別措置

手続きには、り災証明書など被害状況が確認できるものが必要です。

- 電気料金の支払期日の延長
  - ・3月分(支払期限が4月14日以降に限る)→4カ月延長
  - ・4月分→3カ月延長
  - ・5月分→2カ月延長
  - ・6月分→1カ月延長
- 不使用月の電気料金の免除
  - ・電気を全く使用しない場合の料金
  - ・電気設備が被災し、使用できなくなった場合の基本料金
- 家屋などの工事費の免除  
被害にあった家屋などの復旧のために電気を使用する場合の工事費、また引込線や計量器などの取付位置を変更する場合の工事費を免除します。
- ☎九州電力(株)大津営業所 ☎0120(986)602

## 保育・学費など

### 保育所等保育料の減免

- ☎子育て支援課 ☎0968(25)7214

### 菊池市奨学資金返還の猶予

- ☎学校教育課 ☎0968(25)7230

### 緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予、JASSO 支援金

- ☎独立行政法人 日本学生支援機構(JASSO) ☎03(6743)6011



# 情報を知る

防災・防犯情報のほか、生活に役立つさまざまな情報をメディアで配信しています。防災の第一歩は“知る”です。自分や家族のために、ぜひご利用ください。

情報充実!



## 菊池市安心安全メール

緊急事態の防災・防犯情報の他、暮らしの情報、教育、文化、スポーツ、観光、イベント情報なども配信しています。ぜひ登録ください。

### ■登録手順

- ①携帯「メール」画面を開き「新規メール」「新規作成」などを選択。
- ②「メール作成」画面を開いたら、宛先 (TO) に直接 [kam@123123.tv] と入力し、空メールを送信。
- ③ 10 分程度で「菊池市安心メールのご登録」というメールが届きますので、メールを開き、文章の下段にある URL (アドレス) を選択してください。
- ④ 「会員登録」画面を開いたら、各自当てはまる項目にチェックして「登録」を選択します。

### ■メールが届かなくなった人

送信しても返事が来ない人へ  
迷惑メール対策やインターネットからのメール拒否が考えられます。「ドメイン指定受信設定」で確認してください。ドメイン指定受信設定方法はホームページに掲載していますのでご覧ください。  
※必ずドメイン「123123.tv」のみ入力するようにしてください。  
※現在の設定や機種、携帯電話会社の設定変更などによって設定の方法が異なる場合があります。不明な点は各携帯電話会社にお問い合わせください。

登録用 2 次元コード ▶

☎市長公室

☎ 0968(25)7200



## デタポン

RKK 放送局と協力し、テレビ (データ放送) を使った住民情報発信サービスを行っています。お知らせや子育てなどの行政情報や、緊急時の防災に関する情報も発信しています。

### ■視聴方法

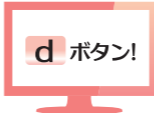
- ① RKK テレビを視聴します。(地上デジタルテレビ 3 チャンネル)
- ② リモコンの d ボタンを押します。
- ③ テレビ画面に表示されたメニューの中から「デタポン」を選択し、決定ボタンを押します。

### ■パソコンやワンセグでも閲覧可能

地域を選択する必要があります。また、ワンセグで閲覧する場合には、パケット料金が発生します。

☎市長公室広報交流係

☎ 0968(25)7252



# 生活支援に関する情報

各総合支所の問い合わせ先

■七城総合支所 ☎ 0968(25)1000  
■旭志総合支所 ☎ 0968(37)3111

■泗水総合支所総務民生課

(証明書・税・年金) ☎ 0968(38)2294  
(その他) ☎ 0968(38)2714

## 医療保険・介護保険

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

- 国民健康保険税の減免
- ☎ 税務課市民税係 ☎ 0968(25)7206
- 後期高齢者医療保険料の減免
- ☎ 健康推進課国保・医療給付係 ☎ 0968(25)7218

### 医療機関などでの窓口負担の免除

医療機関などの窓口で、次の①～③に該当する旨を申告することで、7月受診分までの一部負担金の支払いを免除します。

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした
  - ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったり、行方不明である
  - ③ 主たる生計維持者が業務を休止・廃止した旨や失職して現在収入がない
- ※①により支払猶予を受けられる場合は、り災証明が必要です。

【対象の医療保険】 熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療、協会けんぽ、県内に所在する健保組合など  
☎ 健康推進課国保・医療給付係 ☎ 0968(25)7218

### 介護保険料などの減免

- 介護保険料の減免
- 介護サービス利用料 (利用者負担) の減免
- ☎ 高齢支援課介護保険係 ☎ 0968(25)7215

## 年金

### 国民年金保険料の減免など

- 国民年金保険料の免除
- 学生の国民年金保険料納付の猶予

### 障害基礎年金・老齢福祉年金・特別障害給付金の支給

障害基礎年金 (年金コード 2650・6350)、老齢福祉年金、特別障害給付金の支給停止を解除します。

- ☎ 市民課 0968(25)7211
- 各総合支所総務民生課
- ☎ 被災者専用フリーダイヤル ☎ 0120(558)656
- ☎ 熊本西年金事務所 ☎ 096(353)0142

## 農林漁業

### 農林漁業セーフティネット資金

被災農林漁業者の運転資金を貸し付けます。

【対象】 認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織

### 【借入限度額】

①簿記記帳を行っている場合：年間経営費の12/12または粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額

②①以外の場合：1,200 万円

【借入金利】 0.10% (貸付当初 5 年間実質無利子)

【償還期限】 10 年以内 (うち据置期間 3 年以内)

※実質無担保・無保証人での貸し付け

### 農業経営基盤強化資金

#### (スーパー L 資金)

被災した農林漁業用施設などを復旧するための施設資金を貸し付けます。

【対象者】 認定農業者

### 【借入限度額】

●個人の場合 3 億円 (複数部門経営などは 6 億円)

●法人の場合 10 億円 (常時従事者に応じ 20 億円)

【借入金利】 0.10% (貸付当初 5 年間実質無利子化)

【償還期限】 25 年以内 (うち据置期間 10 年以内)

※実質無担保・無保証人での貸し付け

### 農林漁業施設資金

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要する費用を融資します。

【対象】 農林漁業を営む者、農協・農協連合会など

【貸付金利】 0.10% (貸付当初 5 年間実質無利子化)

【借入限度額】 負担額の 100% または 1 施設当たり 1,200 万円

【償還期限】 15 年以内 (うち据置期間 3 年以内)

※実質無担保・無保証人での貸し付け

☎ 農政課 ☎ 0968(25)7221

## トラブル相談

### 消費生活に関するトラブル

工事の勧誘や支援を装った詐欺などなどの相談を受け付けます。

☎ 国民生活センター 熊本地震消費者トラブル 110 番

☎ 0120(793)448

### 金融機関に関するトラブル

「通帳を紛失した」などの相談を受け付けます。

☎ 金融庁相談ダイヤル

☎ 0120(156)811

## 心と体のケア

### 災害後の健康相談

健康面の悩みを解決するために保健師による相談を 6 月 1 日 (水) ~ 30 日 (木) まで行います。予約不要です。

■時間 午前 9 時 ~ 10 時

■場所 (月)：泗水総合支所総務民生課 七城総合支所総務民生課

(火)：旭志総合支所総務民生課 (水)：健康推進課健康推進係

☎ 健康推進課健康推進係

☎ 0968(25)7219

### 心の相談ダイヤル

人間関係などでの強いストレスや不安について受け付けます。

■受付時間

(月) ~ (金) 午前 10 時 ~ 午後 5 時

☎ 0120(783)728

### 健康相談ダイヤル

健康管理やノロウイルス感染対策などの健康不安について受け付けます。

■受付時間 (月) (火) 午後 1 時 ~ 5 時

☎ 0120(021)506

## 防災情報に関するアンケートにご協力ください

アンケート用 2 次元コード ↓



付属の専用はがき (切手不要)、またはインターネットで回答できます。皆様のご意見を今後の防災行政に生かすため、ご協力をお願いします。【アンケート URL】 <http://www.city.kikuchi.lg.jp/q/aview/321/10416.html>

### 質問 ①

今回の地震で利用した市の防災情報源を選んでください。(複数回答可)

- |            |          |
|------------|----------|
| 1. 防災行政無線  | 2. 個別受信機 |
| 3. 安心メール   | 4. デタポン  |
| 5. フェイスブック | 6. ツイッター |
| 7. ホームページ  | 8. なし    |
| 9. その他 ( ) |          |

### 質問 ②

質問①で利用した情報源の中で最も利用頻度が高かったものを一つ選んでください。

- |            |          |
|------------|----------|
| 1. 防災行政無線  | 2. 個別受信機 |
| 3. 安心メール   | 4. デタポン  |
| 5. フェイスブック | 6. ツイッター |
| 7. ホームページ  | 8. なし    |
| 9. その他 ( ) |          |

### 質問 ③

市の防災情報についてどう感じましたか。

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1. 分かりやすかった |          |
| 2. 大体分かった   |          |
| 3. 分かりにくかった | (3 の理由 ) |

### 質問 ④

市の防災情報の配信量・回数についてどう思いますか。

- |           |
|-----------|
| 1. 適切だと思う |
| 2. 少なかった  |
| 3. 分からない  |

### 質問 ⑤

他にどのような情報を発信してほしいですか。自由にお書きください。

### 質問 ⑥

日頃から災害に備えていますか。

- |        |            |
|--------|------------|
| 1. はい  |            |
| 2. いいえ | (2 の理由 : ) |

### 質問 ⑦

質問⑥で「はい」と答えた人は、今回の熊本地震でその備えは役立ちましたか。

- |        |            |
|--------|------------|
| 1. はい  |            |
| 2. いいえ | (2 の理由 : ) |

### 質問 ⑧

今回の熊本地震で感じたことを自由にお書きください。